

あなたと町政をむすぶパイプ役



# 広報むぎ

第114号

2011

11

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック  
ホームページアドレス <http://www.mugitown.jp/>



2011年 牟岐町民運動会 (10月9日)



○町長所信	2	○児童扶養手当	14
○補正予算	4	○特別児童扶養手当について	15
○一般質問	6	○精神障害者保健福祉手帳制度	16
○議会の動き	11	○自衛官募集	17
○牟岐町活性化へのお願い	12	○国民年金保険料	18
○子ども手当についてのお知らせ	13	○海が吠えた日	19

皆さんの  
声を  
町政に

祭壇貸出予約受付電話番号：牟岐町社会福祉協議会：090-9558-3389



# 町長所信

(要旨)

就任して四か月余りが経過しました。今、何をしているかをお知らせします。津波避難所の設置ですが、歴史を参考にすれば、つぎの南海地震は三連動の可能性が非常に高く、震度六強以上、津波の高さは10mを

超えると想定されます。従って、安全な避難所の高さですが、史実や先の東日本大震災の最大津波が約30mということですので、四十m程度にしたいと考えています。そして、この避難所、避難路を設置する場合に最も重要なことは、我々の世代が一時的な安心を得るために設置するのではなく、子孫の代に発災しても多くの死者は絶対に出さないという決意が必要だと



出羽島からの風景

考えています。避難路や避難所は日常的に使用し管理していくことが必要です。

現在、全国的にウォーキングやマラソンが盛んであり、避難路は散歩やジョギングなど健康管理やからだの活性化のため、また、趣味のために利用していただくのが一番良いと考えています。また、いづどこで地震に遭うかも分かりませんので、自分の地区だけでなく、町内の行動範囲にある避難所を歩いてほしいと思います。そして、将来的には牟岐町を防災と保養の町としてアピールし、モデル地域として、交流人口の増加を図ることを目標としています。

現在、町内の里山を一通り見て歩きまして、町民の方がいざという時にどこからでも避難できるように避難所、避難路を計画するとともに、現在の避難所から更以上に避難ができるようにしたいと考えています。八幡山のように避難所、避難路がほぼできているところもあれば、現在の避難所

からは全く道がないというところもあります。できるだけ早く避難訓練ができる避難所、避難路を設置したいと考えています。

つぎに町の活性化、仕事の創造についてですが、今、町内に多くある空き家、空き地の利用です。現状を調査し、所有者に交渉し、賃貸、売買のお手伝いをするなどにより、都会のIT企業などの田舎オフィスとして利用いただくとか、民宿、店舗などとして利用できたらと考えています。土地についても山林や耕作放棄地の賃貸、売買のお手伝いをし、山林牧場や貸し農園、オートキャンプ場など、あらゆる可能性に挑戦される方のお手伝いをしたいと考えています。

それともう一つ海部郡では平成十八年から南阿波よくばり体験が活動しており、皆さんのご努力により年々売上げを伸ばしています。せっかく町外から、県外から来ていただく場所が非常

に少ない。土産物を購入する場合は、日和佐の道の駅へ案内しているようですので、牟岐町に來られた方は、ぜひ牟岐の土産物を買っていただきたい。そういうことで観光物産所を設置したいと考えています。国道沿いの既設建物を借りて改修し、土産物や農林水産品の販売、観光案内、工芸品の展示販売などを考えています。ここを拠点にして町の活性化、仕事の創造に結び付けたいと考えています。

最後に町民の皆さんとの協働については、これまでに町内五か所で懇話会を開催しました。話の内容は、ほとんど防災と避難所の設置に関することですが、鳥獣害対策やデマンドバス、小学校の跡地利用なども議題に上がりました。統合による小学校、保育所の跡地利用やスクールバスの運営など、町民の皆さんの生活に大きく関わることから、協議会、検討会を設けて今後計画を取りまとめたいて考えています。

# 九月定例議会の

# 議案の内容と審議

定例議会が九月十三日から十五日まで開かれました。開会日には福井町長が、いま取り組んでいる施策の説明を行い、健全化判断比率等の報告、決算認定、条例改正案、補正予算案、人事案件などを提案説明し、議員から意見書案二件の趣旨説明を行いました。

再開日には四名の議員が一般質問に立ち、県立海部病院、にぎわい交流事業、地震津波対策、地域活性化支援助成金などについて論議されました。

そして、二十二年度各会計決算認定八件を常任委員会に付託し、町長提出の報告二件を承認、補正予算など議案四件を可決、議員提出の意見書二件が可決されました。

## 専決処分

## 報告

- ◎牟岐町税条例の一部を改正する条例  
地方税法の改正により、地方税における租税罰則の改正に伴う町税等の過料の改正、寄付金控除の適用下限額の引き下げが主なもの。  
(原案承認)
- ◎二十二年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率  
実質公債費比率六・九％、将来負担比率五十三・〇％で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、収支が黒字であるため、



牟岐小学校建設工事起工式

## 条例

- ◎牟岐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
非常勤職員にも育児休業を適用するものですが、現在該当する者はおらず、制

早期健全化基準及び財政再建基準には該当せず、監査委員から「概ね良好」との意見が述べられているもの。  
(原案承認)

## 人事

- ◎教育委員会委員の任命  
現委員の大谷美由紀氏の再任に同意するもの。  
(原案可決)

度上法律の改正に対応するもの。  
(原案可決)

## 決算

- ◎二十二年度上水道事業会計決算認定
  - ◎二十二年度一般会計決算認定
  - ◎二十二年度国民健康保険特別会計決算認定
  - ◎二十二年度出羽鳥簡易水道特別会計決算認定
  - ◎二十二年度老人保健特別会計決算認定
  - ◎二十二年度青少年健全育成センター特別会計決算認定
  - ◎二十二年度介護保険特別会計決算認定
  - ◎二十二年度後期高齢者医療特別会計決算認定
- 以上八議案については、監査委員の意見書を付けて認定を求めるもの。なお、各会計の決算状況は、次頁のとおり。  
(行政常任委員会付託)



## 平成22年度上水道事業会計決算状況

(単位;円)

経 費 別	歳 入	歳 出	差 引	備 考
収益的収支	104,107,970	100,755,983	3,351,987	
資本的収支	61,002,434	101,494,673	△40,492,239	注;1

注;1 資本的収支が不足する額40,492,239円は、過年度分損益勘定留保資金40,492,239円で補填している。

## 平成22年度各会計決算状況

(単位;円)

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引	残 額 措 置
一般会計	3,351,970,985	3,041,190,780	310,780,205	翌年度へ繰越
国民健康保険特別会計	910,677,658	823,934,580	86,743,078	翌年度へ繰越
出羽島簡易水道特別会計	23,982,134	23,982,134	0	
老人保健特別会計	814,815	814,815	0	
青少年健全育成センター特別会計	6,809,510	6,323,038	486,472	翌年度へ繰越
介護保険特別会計	803,518,716	761,518,087	42,000,629	翌年度へ繰越
後期高齢者医療特別会計	73,778,725	72,842,375	936,350	翌年度へ繰越

## 補正予算

◎二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

退職者医療療養給付費等交付金などの前年度精算による返還金八十七万円を追加し、予算総額を九億五千三百二十九万二千円とするもの。

(原案可決)

◎二十三年度一般会計補正予算

内容は次頁に掲載。

(原案可決)

## 質問(要旨)

(多くの議員発言がありました)が、紙面の都合上、一部を掲載しています。

丸山議員

津波から命を守る緊急総合対策事業ですが、簡易トイレは今あるものに加えて今回どれだけ用意するので

すか。

また、備蓄倉庫は五箇所ですが、将来増やす予定は。さらに、かけや、ハンマー、ボールなどを備えてほしいと住民から要望があるので。

榎谷議員

それに加えて、毛布や赤ちゃんにミルクをあげるためのペットボトルの飲料水は備蓄できませんか。

栗林総務課長

簡易トイレは先に五十個あり、今回四十個追加して九十個になります。

備蓄倉庫は、予算が必要ですので検討したい。

基本的に水などは三日分程度個人で確保していただきたいという今までの方針は変わりませんが、細かな備品、備蓄品については、地区ごとにいろいろな考えがあるので、今後自主防災組織や備蓄倉庫の設置計画がある地元と協議していきたいと思えます。



海部病院について県庁で要望



23年度一般会計の予算総額は

31億5,345万5千円になりました。

9月補正予算額は、1億2,653万4千円の追加です。(原案可決)

## 9月補正予算 歳出予算の主なもの

金 額	内 容
39,110,000円	退職手当組合特別負担金
4,620,000円	津波から命を守る緊急総合対策事業
1,617,000円	公図管理システム導入手数料
1,800,000円	障害者自立支援対策臨時特例事業
8,763,000円	地域支えあい体制づくり事業
40,000,000円	保育所統合建設工事費（総額368,824千円のうち23年度分）
3,688,000円	インフルエンザ予防接種手数料
3,938,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金（追加分）
2,666,000円	水産振興費冷蔵庫設置事業補助金
2,200,000円	徳島県がんばる市町村応援事業
4,800,000円	牟岐町商品券発行事業補助金
1,369,000円	牟岐町健康管理センター備品購入費
3,000,000円	道路維持補修工事
2,000,000円	町道市宇が丘線改良工事
3,000,000円	河内小学校閉校記念委託料

## 歳入予算の主なもの

金 額	内 容	
1,000,000円	県支出金	がんばる市町村応援事業交付金
2,310,000円	県支出金	津波から命を守る緊急総合対策事業補助金
1,624,000円	県支出金	障害者自立支援対策臨時特例補助金
8,010,000円	県支出金	地域支え合い体制づくり事業補助金
1,500,000円	県支出金	冷蔵庫設置事業補助金
27,066,000円	繰越金	前年度繰越金
44,050,000円	町債	過疎債
40,600,000円	町債	臨時財政対策債

# 一 般 質 問

9月議会では、4名の議員が一般質問を行いました。

## 県立海部病院を津波に

### 強い安全な場所へ

櫻谷 千重子 議員

現在の海部病院は河川のそばにあり、津波が来れば二階まで、ことによっては三階まで浸かってしまう恐れがあります。一階、二階には病院の機能の大半が含まれています。そこで、耐震も含め津波に対応できるように、高台への移設を推進しなければなりません。現時点ではどこに移設する

のが最も良いのか、勿論、町民の皆さんが通院に便利で、海部病院が培ってきた文化や働く場所として考えた上での計画を模索しなければなりません。東海・東南海・南海の三連動地震津波にも対応できるように、安全な海部病院を早急に整備することを県知事へ要望に伺いました。



県立海部病院

県の方で検討していただくことはしていただくとして、津波に強い海部病院の土地の確保を牟岐町が早急に検討していくべきではないですか。

町長

三連動地震が発生した場合、現在の海部病院は大きな被害を受けることが予想され、建物が使用可能であっても、津波後のがれき等により外部からの進入が阻害されることが想定されます。

牟岐町としましては、周辺道路も含め津波被害を受けない場所へ移転をしてい

ただくことが最良の策と考えています。県も徳島県地域医療再生計画の中で、海部病院における災害医療センター機能の整備を掲げていることから、県の財政も厳しい状況にはありますが、国の予算措置状況によっては、海部病院の移転も夢ではないと考えています。

牟岐町に土地が用意できずに実現しなかったというのでは、海部郡の住民の方に対して、県に対しても説明できません。何とか早い段階で将来を見据えた行動を開始する必要があると考えています。

## 牟岐町にぎわい交流事業とは

一山 稔 議員

にぎわい交流事業は、町長の立案ですか、どのような経緯で計画に至ったのか。店舗の持ち主との契約等はどのようになっているのか。

生産者の中には大型店舗と契約している方や、漁業者は県外などへ出荷しているが、販売する品物の確保はできるのか。

地元、町内の商店や商工



会、農協、漁協との話し合いはどうなっているのか。

販売所の確保、整備も大切ですが、生産者との具体的な話はしているのか、また、海陽町、美波町の特産品の販売もするようだが、どのような話しになっているのか、この事業の今後の計画と見通しを伺います。

予算が伴うこともあり、もっと早く計画が出た時点で議会に報告なり、知らせて欲しいと思うが、どうか。

町長

この企画は、私が立案し、県の事業を使って計画を進めています。ある店舗の所有者に貸す意志の確認はしていますが、具体的な話はしていません。利用の対象者は、観光客で町内の商店等の営業とは競合しないと考えており、商工会とは話をしていません。農協、漁協、生産者、海陽町、美波町とは話をしています。議会では承認いただければ契約し、協議を進めていきたい。本来なら議員の皆さんに最初の段階から説明し、進

めるべきかも分かりませんが、これは本格的に予算を投入して施設を整備するのではなく、経費を削減した中で一度やってみるということから始めようとしています。

総務課長

当初は、牟岐町地域活性化支援助成金ということで単独事業でしたが、県交付金の平成二十三年度徳島県ががんばる市町村応援事業として、歳出は展示販売所の改修及び設営費で二百二十万円、歳入は交付金で百万円、あとは一般財源となっています。

### 小中学校で命を助ける授業を

一山議員

各地で大きな災害が起こっています。それだけに応急手当の経験を通し、命の大切さや人のために行動する素晴らしさを学んで欲しいと、命を助ける授業を実施

している町があります。

中学三年生には胸骨圧迫や人工呼吸、AEDの使用法など、小学六年生は、救命について考えるところにも、中学三年生の救命講習を受講する動機付けとしてスタートし、応急手当や連携プレーで救命活動を行うロールプレイなどの理解を深めています。

いじめや自殺、そして災害の多い中、命の大切さや思いやり、助け合いは大切な事です。いつどのような事態に遭遇するか分かりま

せん。平日頃から訓練や知識を付けておけば、今自分が何をすれば良いか、するべきかの判断ができるのではないかと思います。子供の頃から命の大切さや人のために行動する素晴らしさを学ぶ、命を助ける授業に対する見解を伺います。

教育長

小学校では、消防署と連携し、救命講習会を開催し、AEDの操作方法や心肺蘇生法を学んでいます。毎年一回の取組で子供達は講習



AED(自動体外式除細動器)

会を通して、手順や技術面だけでなく、命の大切さや少しの知識で家族や仲間の命を救えることを学ぶ良い機会になっています。

中学校では、数年実施していませんが、取り組み価値があるもので、今後実施する方向で働きかけていきたい。

### マンゴーのブランド化は

一山議員

まちおこしにつながればとの夢を抱いて、前町長が近畿大学よりマンゴーを譲り受け栽培農家に預託して出羽島で試験栽培を行っています。商品化までには土地、苗木、人件費の問題等、課題が山積しているとあります。既にブランドとして売り出している所もあり、現状は大変厳しいものがあります。これからもブランド化を目指していくのか、どのような構想、計画をもってしているのか、予算を



付けて取り組んでいくのか。

町長

数量的にも、時期的にも試験栽培中で、商品化の目途はついていません。出羽島で数を増やし、温室外でも栽培できれば、観光農園として営業したい。

出羽島以外の町内では、コスト高になる可能性もあり、商品の競争力を見定めたいので、判断していくべきだと思います。

産業建設課長

平成二十二年に県の補助を受け、約七カ月が経過し

ています。夏場の温度管理等に課題が残っていますが、

冬場には温暖な気候のため暖房費は少なく済むと考えています。管理は、出羽島の住民の方と指導員の方で水やり、ハウスの開け閉め等の管理をしています。

今後、試験栽培の結果によって、出羽島地区の観光を活かした中でのマンゴーの利用、新しい果樹栽培と新しい加工品の開発等を地域住民の方を含めて協議をしながら地域の活性化、観光客の誘致を考えていきたい。

## 東日本大震災の

### 教訓をどう生かすのか

藤元 雅文 議員

ハード面の対策には限界があり、決してそれだけに頼ってはならないというのが、今回の東日本大震災からの最も大事な教訓だと思います。だとすれば、いざという時には安全な高台な

ど安全な場所に避難すること、そして、そのお手伝いをするというのが、現時点における町行政の最も大事な仕事です。災害時、停電、断線、役場庁舎の倒壊等も考えられるが、その情報伝



牟岐小学校津波避難訓練

達方法は、

災害時、一定期間、公助が期待できないとすれば、地域の助け合いが大切になり、自主防災組織、町内会の活動強化が重要です。現在の組織の結成状況は、

その地域にどんな危険があり、どうすれば良いかを一番知っているのは、その地域に住んでいる方々です。その地域に合った防災計画を相談、作成してもらい、必要な予算要求してもらい、防災意識の向上も期待でき、そんな仕組みづくり

が必要ではないか。

町長

町役場に受信、送信設備のあるものは、Jアラート、防災無線、告知端末の三つですが、停電時や役場が倒壊した場合は使用できません。大規模災害時は、防災インフラや町職員までもが被災することが想定され、町からの避難案内がなくとも、自分で判断し、最寄りの避難場所に避難していただくようお願いしています。震災直後は、公助は期待

できず、自助、共助が基本となり、自主防災組織の役割が非常に重要となります。現在、二十八地区のうち十六地区で結成していますが、更なる結成をお願いしています。

地区からの要望をもとに補正予算をお願いしており、今後とも集会など聞く機会があれば参加し、要望を計画に入れていきたい。

総務課長

南海地震をはじめとした三連動地震では、大きな被害が予想され、放送設備はもちろん庁舎自体も被害を受け、情報伝達が不可能になることも考えられます。

町民のみなさんには、情報伝達が不能になった場合を考え、地震の揺れがあれば、情報を待たずにすぐに逃げていただきたいと思えます。

自主防災組織については、十六組織が結成され、現在一地区が結成に向けて取組がされています。平成二十二年四月二十二日に代表者会議を開催し、その後、牟



岐町自主防災連絡協議会を  
結成し、幅広く活動をお願  
いしています。

地域の防災計画について  
は、今後取組をしていただ  
けるよう協議をしてまいり  
ます。

### クラブ活動費も対象に

藤元議員

学校教育法、就学奨励法  
などを根拠にして市町村が  
実施しているのが就学援助  
といわれているものです。

平成二十二年九月議会に  
おいて、準要保護者の認定  
基準については、生活保護  
基準の一・二倍以下の答  
弁が前教育長からありまし  
た。その後、PTA会費、  
生徒会費については、予算  
計上されましたが、依然と  
してクラブ活動費が計上さ  
れていません。

未来を担う子どもたちの  
ため、自らの生活と子育て  
に苦勞されている保護者の  
方々を支援する必要がある

のではないかと。

また、就学援助法施行令  
の改正により、民生委員の  
助言を求める法的根拠はな  
くなっていきますが、本町は  
どのような対応をしている  
のか。

教育長

平成二十三年五月一日現  
在、徳島県二十四市町村の  
うち、クラブ活動費を導入  
しているのは二町村だけで  
あることから、各市町村も  
公平性を保つという点でク  
ラブ活動費を対象品目の中  
に加えるのは課題があると  
考えていることがうかがえ  
ます。

財源的な問題もあり、他  
市町村の動向も視野に入れ  
ながら公平性のある程度保  
てる導入方法を継続検討し  
ていきたいと考えています。  
民生委員の助言について  
は、公正な認定をしていた  
だくためにも要綱には残し  
ており、民生委員さんには  
負担にならない程度にご意  
見をいただくようにしてい  
ます。

## 町長公約の取組状況は

横尾 政明 議員

福井新町政になって町民  
の関心事である公約の取り  
組み状況についてお聞きし  
ます。

初めに、避難所の設置に  
ついて、候補地の選定はで  
きていますか。  
つぎに、仕事の創造につ  
いての五項目  
一、一次産業の活性化  
二、地場産業の育成

三、交流人口の増加  
四、街並み景観と自然景観  
の整備  
五、有償ボランティア事業  
の創造

各項目の進捗及び取組  
状況はどうなっていますか。  
最後に住民との協働です  
が、地域住民との程度意  
見交換はできているのでし  
ょうか。

町長

避難所の候補地の認定と  
調査、整備方針の決定をし、  
一避難所の一部除草は実施  
しています。今後地域懇話  
会で防災の要望を伺いたい。  
一次産業の活性化は、農  
業では鳥獣害対策、農産品  
のブランド化に支援の必要  
があればしたい。

地場産業の育成は、阿南  
高専とも連携して、既設の  
企業の側面的な支援を実施  
したい。また、観光物産所  
での展示販売、町のホーム  
ページへの掲載を考えてい  
ます。

交流人口の増加は、各種  
イベントの実施、ウォーキ  
ング大会、マラソン大会な  
どを考えています。

街並み景観と自然景観の  
整備は、今後景観法に基づ  
く景観行政団体としての手  
続きを進めたい。

有償ボランティア事業の  
創造は、鬼ヶ岩屋での食堂  
経営や食事の宅配サービス  
が考えられています。

住民との協働は、地域懇  
話会を五地区で実施しまし  
た。今後ペースを上げて進



東の町並み

めていきたい。

地域活性化支援助成金の  
利用状況は

横尾議員

地域活性化支援助成金については、前向きな施策なので推し進めていただきたいと思います。現在までの応募状況、応募内容及び実施事業は。

総務課長

地域活性化支援助成金の応募は三件で、うち二件は事業も完了し、助成金も支払っています。内容は、一件目は牟岐町観光協会の平成二十三年度牟岐夏祭りイベント事業交付金で四十万円。二件目は農協前で実施した、ふるさと牟岐あんどん交付金六万円。三件目は牟岐町商工会の出羽島テングサ特産品開発事業で三十万円。これからの支援事業は、助成の方法として消耗品と軽微な費用にも柔軟に助成できるよう考えていま

す。

千年サンゴの  
保全活動を

横尾議員

千年サンゴと活きるまちづくり協議会は、県、町及び民間六団体の構成による協議会で七月に発足しました。この協議会の目的、協議会における町の取組や広報についての考えは。

町長

千年サンゴと活きるまちづくり協議会は、牟岐町の貴重な資源を守るため、県の指導で持続的な環境保全活動と地域の活性化を目的に発足された。町としては財政的な支援、保全活動の活性化及び地域の活性化を目的として積極的なPR活動を行っていきます。

意見書



港の漁船

◎漁船用軽油に係る軽油引  
取税の免除措置等の継続  
を求める意見書

提出者 一山 稔

賛成者 藤元 雅文

軽油引取税は、道路目的税としての課税を前提としていたため、漁船など自動車以外にも様々な用途に使用される軽油について幅広い免税措置が必要とされていたが、平成二十一年度税制改正において平成二十四年三月までの特例措置となっている。

漁業においてはコストに占める燃油の比重が極めて

◎介護職員処遇改善交付金  
制度の継続を求める意見  
書

提出者 藤元 雅文

賛成者 堤 近義

平成二十一年度の介護保険報酬改定では、深刻な人材不足と経営危機打開を目的に、はじめて介護報酬の引き上げが行われ、介護従事者の処遇改善のために臨時特例交付金制度もつくられた。

しかし現実には、介護従事者の離職や人材不足など深刻な状況が続いており、交付金制度も三年間の時限措置であるため、政府でその後の対応が検討されているが、高齢化社会の進行に対応するためにも、介護従事者の処遇改善は重要な課題である。

政府に対し次の事項について強く要望する。

- 一、介護職員処遇改善交付金を平成二十四年度以降も継続するとともに、支給対象者の拡大など抜本的な改善を図ること。

(原案可決)

(原案可決)



### 議会の動き

- ( 9月)
  - 6日 全員協議会、議会運営委員会
  - 13日 第3回定例町議会
  - ～15日
  - 16日 牟岐町敬老の日のつどい
- (10月)
  - 5日 広報編集委員会
  - 11日 町村議会議員特別セミナー 滋賀県大津市
  - ～12日
  - 12日 四国四県町村長・議長大会 高松市
  - 19日 第4回臨時町議会
  - 24日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟総会・整備促進大会 高知県安芸市  
穴喰町
  - 24日 第6回徳島交流大使会議
- (11月)
  - 10日 四国地区町村議会議長会研修会 鳴門市
  - 16日 町村議会議長全国大会 東京都
  - 17日 徳島県町村議会議長会役員研修 福島県
  - ～18日

## 臨時議会

臨時議会が十月十九日に開かれ、次の議案を審議しました。

◎工事変更請負契約の締結  
学校施設造成工事(第二期)の出来高精査により、

請負金額を三十一万七千七百増額し、工期を十一月三十日まで延長するもの。  
(原案可決)

◎二十三年度一般会計補正  
予算  
出羽島集会所の修繕、非常備消防の公務災害補償負担金、小学校設備工事、中学校体育館等修繕料、部室

◎二十三年度国民健康保険  
特別会計補正予算  
国民健康保険事業の運営の安定化に関する安定化計画を平成二十三年十一月ま

倉庫購入に係る経費六百九十一万四千円を追加し、予算総額を三十一億六千三十六万九千円と定めるもの。  
(原案可決)

でに策定するための経費、九十九万五千円を追加し、予算総額を九億五千四百二十八万七千円と定めるもの。  
(原案可決)



お気軽に皆さんのご意見  
ご感想をお寄せください。  
電 話 七二一三三二一  
FAX 七二一三二七六  
「広報編集委員会」まで  
お願いします。

## 編集後記

三月十一日の三陸沖地震津波から半年が過ぎ去った。しかし、東北の人々に笑顔は戻ってきていない。肉親を失った悲しみを癒す間もなく、住居、仕事、ローンの支払い等々の問題に直面し、大変な生活を余儀なくされている。

けっして他人事ではない。東海、東南海、南海の三連動地震が予想され、巨大津波を想定せざるを得ない状況だからだ。東北に押し寄せたような津波が来るとすれば、堤防など当てにはならない。とにかく大地震があれば一刻も早く安全な場所に避難することだ。

生き延びても辛い現実が待っているかも知れない。しかし、命さえあれば何とかなるものだ。生きて、生きて、生き抜こうではないか。

広報編集委員会

## 牟岐町活性化へのお願い

清秋の候、牟岐町の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、近年牟岐町は過疎化の波に洗われ、多くの空家や空地が目立つようになりました。人の手が加えられないまま空家や空地を放置しておく、家は荒廃し、空地は雑草はびこりになり、周辺の住民の方には大変な迷惑となります。

このような状況を少しずつでも改善するため、牟岐町では、空家、空地の所有者の方に賃貸や売買のお願いをし、できるだけ町内資産・資源を有効活用したいと考えています。

つきましては、町内の空家、空地の有効利用に協賛される方は、牟岐町にご一報くださいますようお願いいたします。地域内での空家や空地の利活用法等の話し合いの後、所有者への依頼等のお手伝いをいただきたいと考えています。

町内の遊休資産を、店舗、子供の一時預り所、サークル活動、農地、作業場、駐車場など町の活性化のため積極的に利用できれば、すこしずつ町が元気に魅力的になっていくと考えています。

古き良き牟岐町の賑わいを少しでも取り戻したい方、また日本の原風景、美しい牟岐町の田園風景を守りたい方のご参加をお待ちしております。

どうかよろしくごお願いいたします。

平成23年11月

牟岐町長 福 井 雅 彦

## 全国大会出場



牟岐中学校3年生 吉野有輝くんが、10月2日(日)に行なわれた徳島県中学校英語弁論大会においてみごと三位に入賞されました。

11月24日から26日まで実施される高円宮杯第63回全日本中学校英語弁論大会に出場いたします。全国大会でも活躍されることを期待しています。

## 徳島県最低賃金

「必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も」

平成23年10月15日から

労 使 仲よく 守ろう最賃

時間額 **647** 円

\*特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

(お問い合わせ先)

徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL. 088-652-9165) 又は  
最寄りの労働基準監督署まで



## 子ども手当についてのお知らせ

平成23年10月～平成24年3月

### 10月から「子ども手当」が変わりました **申請をお忘れなく!!**

これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、全ての方について申請が必要です。

9月末に子ども手当を受け取っていた方（支給対象外者・公務員を除く）には、11月に認定請求書（申請書）の発送を予定しています。

該当されているのに、申請用紙が届かない場合は、ご連絡をお願いします。

（※公務員の方は勤務先にお問い合わせください。）

経過措置…平成24年3月までに申請すれば、10月まで遡って受給できます。  
該当しない場合もあります。ご注意ください。

### ※10月分からの支給額は以下のように変わりました。

手当の月額（平成23年10月分～平成24年3月分）

■0歳～3歳未満 : 15,000円（一律）

■3歳～小学校修了前 : 10,000円（第3子以降は15,000円）

■中 学 生 : 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。

### 支給対象となる方が変わる場合があります。

■施設に入所しているお子さん ⇒ 施設の設置者等に支払われます。

■お子さんについても国内居住 ⇒ お子さんが海外に住んでいる場合、子ども手当を受け取ることができません。（ただし留学中の場合等を除きます。）

### ★ご注意ください!

以下の方は速やかに申請してください。（経過措置の対象となりません。）

・10月以降に他の市町村より転入された方

・10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市町村より転入された方は、転入した日（転出予定日）の次の日から15日以内

10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の次の日から15日以内の申請が必要です。

詳しくは、牟岐町役場 住民福祉課（72-3416）まで

## 東日本大震災義援金について

平成23年3月15日～9月1日まで、牟岐町役場、海の総合文化センターに募金箱を設置しました。

義援金総額は、**¥379,880**円

この募金は、牟岐町社会福祉協議会から日本赤十字社等を通じて被災者へおくられました。  
皆様の温かいご支援をありがとうございました。

## 農林水産大臣感謝状受賞者

農林水産統計業務永年協力者

長岡 弘和

## 児童扶養手当

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

### ■受けられる方

父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など父または母と生計を共にしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は児童が18歳に達した最初の3月31日までです。

### ■手当の対象となる児童

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が政令で定める障害のある児童
- ・父または母が一年以上遺棄している児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・遺棄児などで、母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が一年以上拘禁されている児童

### ■支給制限（下記に該当する場合は、対象になりません。）

《児童が次のいずれかに該当するとき》

- ・日本国内に住所がないとき
- ・父または母の公的年金の加算対象になっているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき
- ・労働基準法の遺族補償を受けているとき
- ・公的年金を受けられるとき
- ・里親に委託されているとき
- ・父または母の配偶者に養育されているとき

《父または母（または養育者）が次のいずれかに該当するとき》

- ・日本国内に住所がないとき
- ・公的年金（老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けているとき
- ・所得が一定額以上のとき

※ 詳しくは、牟岐町役場住民福祉課（TEL 72-3416）までお問い合わせください。

## 徳島県障害者相談支援センターによる 身体障害者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障害者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

### 1. 相談内容：

- 身体障害者の補装具（義足・補聴器等）の給付を受けたい。
- 身体障害者の施設の情報を知りたい。
- 身体障害者福祉の諸制度について知りたい。
- 生活全般、その他困っていることで相談したい。

### 2. 日程等：

実施年月日	相談科目	場所
平成24年1月17日（火）	整形外科	県立海部病院

### 3. 受付時間：午前11時から午前12時まで

### 4. 注意事項：完全予約制になっていますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

### 5. 費用：無料

## 徳島県障害者相談支援センターによる 在宅知的障害者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っております。

相談は無料ですが、予約が必要ですので事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

実施日	場所
毎月第3水曜日 (※都合により変更することがあります)	南部女性子ども相談センター (阿南保健所内)



## 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続が必要です。

### 支給要件・対象児童

この手当は、20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のある児童を家庭で保護、監督している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、これを監護しその生計を維持することをいう。）している方に対し、支給されます。

### 支給制限

次のいずれかに該当する場合は、支給が制限されます。

1. 児童が次のいずれかに該当するときは支給されません。
  - (1) 日本国内に住所を有しないとき
  - (2) 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
2. 受給者が日本国内に住所を有しないときは、支給されません。
3. 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

### 支給額

支給される手当の月額額は、1級（重度）に該当する障害児1人につき50,550円、同じく2級（中度）に該当する障害児1人につき33,670円となっています。  
（平成23年4月に額改定となりました。）

### 手当の支給

1. 手当は、毎年4月・8月・12月（請求があったときは11月）の3期にそれぞれ前月までの分が登録口座への口座振替で支払われます。

所得制限額

（単位：円）

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養親族
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000
1人増	380,000	213,000

※詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel.72-3416）

## ご存知ですか？重度心身障害者医療費助成事業

○重度の障害をお持ちの方に

医療費の一部負担金  
調剤一部負担金  
を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳および療育手帳
2	療育手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者	

### ひとり親家庭の父母と児童に 入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童	医療保険証・印鑑  (戸籍確認書類が必要な場合もあります)
2	満18歳に達した年度末までの父母のない児童	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。  
詳しくは、役場住民福祉課（tel.72-3416）までお問い合わせください。

## 精神障害者保健福祉手帳制度について

この制度は、精神障害者の方が、精神障害者保健福祉手帳を取得することにより、各種優遇措置の適用が受けられやすくなるとともに、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

### 手帳の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。

### 障害等級

症状の状態によって、1級から3級までの障害等級が認定されます。

### 申請及び交付

#### 1. 申請者

申請者は、本人です。ただし、家族や医療機関の職員の方が申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。また、15歳未満の児童については、あわせて保護者名を記入して申請してください。

#### 2. 申請書類

☆申請書（町役場、病院にあります。）

☆診断書（町役場、病院にあります。）又は、障害年金の受給証書の写し等

☆写真1枚（4cm×3cm）

#### 3. 申請方法

次の二つの申請方法があります。

①申請書に、診断書を添付して申請してください。

この場合、診断書は、精神保健指定医、その他精神障害者の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点のものがが必要です。

②申請書に、障害年金の受給証書の写し・同意書を添付して申請してください。この場合、診断書は必要ありません。なお、直近の年金支払通知書の写しを併せて添付してください。

#### 4. 交付の決定

県が申請書類を審査し、適当と認めるときは、手帳を交付します。また、不適当と判断したときは、県より通知書を発行します。

#### 5. 手帳の有効期限

県で交付した日から2年間です。更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から申請できます。

◎詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）

～社会奉仕活動を目的とした補導委託～

## 家庭裁判所における教育的な働きかけ

### 家庭裁判所における試験観察

家庭裁判所では、非行のあった少年について、保護観察や、少年院送致などの処分を決めますが、しばしば少年の生活態度などを見てから処分を決めることもあり、これを「試験観察」といいます。

### 社会奉仕活動を目的とした補導委託

試験観察においては、非行を繰り返すことがないように、様々な方法で教育的な働きかけを行っています。

例えば、老人福祉施設や乳児院などの施設に少年を預けて指導してもらう「補導委託制度」を利用し、短期間社会奉仕活動に取り組みさせることがあります。

### 社会奉仕活動に参加することの効果

最近の非行少年の特徴として、他人とうまくコミュニケーションを取れないことなどが指摘されていますが、活動を通じて、少年は、自然と相手に思いやりの気持ちを持つようになります。

こうした経験が立ち直りのきっかけになるものと考えられています。



## 自衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間	試 験	試験会場	待遇・その他
高等工学校生 徒 (推 薦)	中卒17歳未満の者 (推薦については中 学校長等の推薦等が 別途必要です。)	11月1日 ～ 12月16日	24年1月7日～9日 ※いずれか1日指定 されず。	神奈川県横須賀市 (武山駐屯地)	修学年限3年 卒業後は陸士長
高等工学校生 徒 (一 般)	中卒17歳未満の者	11月1日 ～ 24年 1月6日	1次 24年1月14日 2次 24年1月28日～31日	板野郡松茂町 (海上自衛隊基地 内予定)	修学年限3年 卒業後は陸士長
予備自衛官補 (一 般)	18歳以上 34歳未満の者	1回目 1月11日 ～ 4月6日 2回目 7月19日 ～ 10月5日	1回目 4月15日～18日 2回目 10月14日～17日 いずれか1日を指定 されず	板野郡松茂町 (海上自衛隊基地 内予定)	階級は指定しない。  教育訓練招集手当 日額：7,900円  所要の教育訓練を 修了した後、予備 自衛官として任用
予備自衛官補 (技 能)	18歳以上で国家免許 資格等を有する者 (資格により53歳未 満～55歳未満の者)	1回目 1月11日 ～ 4月6日 2回目 7月19日 ～ 10月5日	1回目 4月15日～18日  2回目 10月14日～17日 いずれか1日を指定 されず	板野郡松茂町 (海上自衛隊基地 内予定)	技能公募では、語 学や医療技術、整 備などの分野に精 通した皆さんが応 募することができます。

お問い合わせ先：自衛隊阿南地域事務所 事務所：阿南市富岡町内町164(内町会館1F) TEL (0884) 22-6981

## 牟岐警察署からのお願い

オウム捜査にご協力を！



現在のイメージ

公証役場事務長  
逮捕監禁致死事件  
ひらた まこと  
**平田 信**  
(46歳)  
身長 183cm位  
ひげが濃い



現在のイメージ

地下鉄サリン事件  
たかはし かつや  
**高橋 克也**  
(53歳)  
身長 173cm位  
眉毛が濃い  
近視(眼鏡使用かも)



現在のイメージ

地下鉄サリン事件  
きくち なおこ  
**菊地 直子**  
(39歳)  
身長 159cm位  
ほくろ(右目下、右こめかみ)



現在も、オウム真理教(現「アーレブ」)の指名手配被疑者3名が逃走中です。  
あなたの情報が検挙に結びついた場合は、懸賞金500万円(上限額)が支払われます。  
お心当たりのある方は、今すぐ、

110番、または0120-006024 オウム24時間までご一報お願いします。

## 国民年金保険料

### 年末調整や確定申告は、「領収書」・「証明書」の添付が必要です

国民年金保険料は、所得税及び住民税等の申告において全額が社会保険料控除（非課税）の対象となります。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納めた場合も申告することができます。

年末調整や確定申告の手続きの際、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書（証明内容は、本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です）又は領収書が必要となりますので、控除証明書又は領収書は大切に保管してください。

控除証明書の送付について、国民年金保険料を平成23年1月1日から9月30日までの間に納付された方は、平成23年11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、平成23年10月1日から12月31日までの間に今年始めて納付された方は、平成24年1月下旬に送付されます。

なお、お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルまたは年金事務所までお願いします。

### 控除証明書専用ダイヤル

受付期間 平成23年11月1日～平成24年3月15日  
 受付時間 ・月～金曜日 午前8：30～午後5：15  
 ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は、午後7：00まで  
 ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00  
 祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

TEL 0570-070-117

※一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。  
 ※IP電話等の方はTEL03-6700-1130へおかけください。

## 牟岐町民運動会





# 北海道地震津波の記録

## 「海が吠えた日」より

北海道震災に遭遇して

洪崎 樹田 実

昭和二十一年十二月二十一日、私宅は、現在の新開菓子店の所に居住していました。

玄関は西向きで、玄関前の道路幅は現在と同じですが、路の辻に木の電柱が立っておりました。激震で母親を抱きかかえるようにして外へ出たが、目の前の電柱が暴風時に竹が揺れるように左右にゆれ、今にも倒れそうで、その場にすくんでしまいました。

揺れがおさまったところに、近隣の富田回漕店（現在石川食品店）を経営していた今は亡き富田重雄さんが「津波や！」と大声で叫んだ！

その声私の耳に入ってきたと同時に、大八車を引っぱって走るようなガラガラと大きな音が南の浜の方より聞えてきました。びっくりして

母親をしっかりと抱えて、昌寿寺山へ早足に避難しようとした。北側の四つ角に手押しポンプの井戸があった、水田商店付近まで来たとき、膝の部分まで潮が来ていました。

北に向かって歩き、福岡鉄工所裏の橋（当時は木造で路面は土で低かった）を渡った時は、既に潮は橋の上まで来ており、ようやく昌寿寺山に辿りついた。

余震を感じながらも東の空が明るくなってきた。たくさんの人たちが逃げて来てお互いに慰めあい、挨拶を交し、大きな地震だったと口々にそれぞれの状況について語っておりました。

私は家が気になって山をおりました。自宅は床上浸水で家の中はごった返して足の踏み場もない状態になっていました。靴、その他の履物一切が流失し、襪の中間ぐらいまで潮が来たので浸水線がくつきりと浮きぼりになっていました。

私は二三日して山を降り私宅に帰りました。私はこの大震災により、自然はすべてを教えてくれたと思います。自然に教わりながら生活できることは幸せかも知れない、強く思うことは自主防災の再認識と、生活面での自立が必要であろうと思います。

# 保育所運動会

